

奈良県告示第二百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十五年十月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
サン薬局八木北店	橿原市上品寺町二〇四 ー一	居宅療養管理指導	平成二十五年九月一日
すずらん薬局五條店	五條市野原西五ー一 一七	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十五年八月一日
北山歯科診療所	宇陀市室生大野二二七 二ー二	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十五年七月一日
すこやか薬局	生駒郡斑鳩町小吉田二 ー一ー一三二	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十五年九月一日